

## 学校感染症

学校感染症に罹患した場合は通常の欠席とは異なる「出席停止」という扱いになりますので、保護者の方は、お子様が治癒後登校する際に「感染症治癒証明書」をHR担任へご提出していただくようお願いいたします。なお、インフルエンザについては、「インフルエンザ治癒報告書」に薬の処方の内容が分かるものを添付していただければ、保護者の方の証明でも代替できます。

様式は「入学のしおり」からコピーしていただくか、このホームページの「感染治癒証明書」を印刷してご利用ください。

### 【学校感染症】

感染症名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風しん	発しんが消失するまで。
水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

\* 周囲への感染拡大を防ぐために医師の指示に従ってください。